

令和6年度

宮津市事業者 DX 対応支援補助金のご案内

(申請要領)



《募集期間》

令和6年6月3日（月）～令和7年2月28日（金）

（交付決定額が市予算額に達するまで）

【 お問い合わせ先 】

宮津商工会議所 経営支援課

〒626-0041 京都府宮津市字鶴賀 2054-1

電話 0772-22-5131

FAX 0772-25-1690

E-mail shienka@miyazu-cci.or.jp

生産性向上のためのDX化及びデジタル化に取り組み、事業継続や売上改善を目指す市内事業者に対し、事業実施に要する経費の一部を支援します。

1 支援の内容

対象事業	対象経費	補助率等
DX化対応に係る事業	業務システムの導入（在庫・販売・勤怠管理、セルフオーダーなど）、会計システムの導入（インボイス対応、キャッシュレス対応など）、店舗内Wi-Fiの整備、ECサイト販売の導入に係る備品購入費、工事費、手数料、これらの導入に係るアドバイス、コンサルティング経費 等	補助対象経費（消費税等を除いた額）の二分の一以内 上限額 10万円 ※千円未満は切り捨て

【留意事項】

- ・汎用性が高く、使用目的が交付対象事業に限定できないノートパソコンの購入は対象外です。
- ・Wi-Fi 整備に取り組む場合、無料公衆 Wi-Fi のように多くの方が利用でき、多言語化に対応しているものに限定します。**多言語化対応が確認できるものの添付が必要です（パスワード入力画面のスクリーンショット、利用者に向けた利用案内 等）。**
- ・導入に係るアドバイス、コンサルティング経費について、マッチングサイト等を活用した都市部の副業・兼業人材の報酬、交通費、宿泊費も対象です。

※ 詳細は Q&A 等をご確認ください。



2 補助金の交付対象となるもの

次の（１）から（４）まですべてに該当する場合、補助金の交付対象となります。

※ 申請は1事業者につき1回のみ

（１）宮津市内に事業所を有する法人、個人事業者、団体であること。

中小企業者※、商店街振興組合、事業協同組合、企業組合、協業組合、商工組合、商店街等の任意団体、特定非営利活動法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人

※中小企業基本法（昭和38年法律154号）第2条第1項又は中小企業信用保険法（昭和25年法律264号）第2条第1項に定める中小企業者

（２）事業を営んでいる者であって、今後も事業を継続する意思があること。

（３）事業完了後に市が実施する当該事業の状況確認等に応じる意思があること。

（４）次の①～③のいずれにも該当しない者であること。

①市税を滞納している者（徴収の猶予を受けているものを除く）

②風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年7月10日号外法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」及び当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者

③宗教上の組織若しくは団体及び政治団体

3 対象期間

令和6年4月1日から令和7年2月28日までに納品・支払いが完了し、交付申請書を提出した事業が対象です。

以下の書類に必要事項を記入の上、提出先に郵送又は持参により提出してください。

(1) 交付申請時

- 宮津市事業者 DX 対応支援補助金交付申請書（様式第 1 号）
- 事業報告書（様式第 2 号）
- 収支決算書（様式第 3 号）
- 同意・宣誓書（様式第 4 号、代表者の方の署名又は押印が必要）
- 領収書（支払の証拠書類）
- 登記事項証明書の写し（法人の場合のみ）
- 市内で事業を営んでいることがわかる書類（個人事業主等の場合のみ）
例 確定申告書（第 1 表）の写し、営業許可書や免許証の写し、商品・サービスの一覧表、店舗写真、賃貸借契約書の写し 等
- 写真（購入した機器の型番、使用状況がわかるもの）
- 商品説明書やカタログ等（購入した機器等）
- 位置図、平面図（工事等が伴った場合のみ）
- 委託、雇用に係る契約書の写し（業務委託や副業・兼業人材の雇用がある場合のみ）
- 請求書

(2) 募集期間

6 月 3 日（月）より随時募集します。（期限 2 月 28 日（金））

※ ただし、申請額の合計が予算額に達した場合は、募集を締め切ります。

(3) 提出先

宮津商工会議所 経営支援課

〒626-0041 京都府宮津市字鶴賀 2054-1

電 話：0772-22-5131 F A X：0772-25-1690

E-mail：shienka@miyazu-cci.or.jp



商工会議所 HP はこちらから

(4) その他

申請書の様式は、宮津商工会議所ホームページからダウンロードできます。

<https://miyazu-cci.or.jp/miyazushihojyokin2023>

事前相談

交付申請に当たってのご質問等について、宮津商工会議所経営支援課
(☎ 0772-22-5131) にご相談ください。

**ヒアリング**

申請書の内容について、必要に応じて聴き取りを行います。

**事業実施**

※ 申請要領等により補助対象者及び補助対象
経費の要件を十分にご確認ください。

**交付申請**

事業完了後 30 日以内又は令和 7 年 2 月 28 日のいずれか早い日までに必着
で、郵送又は持参により必要書類を宮津商工会議所に提出してください。な
お、持参の場合は、平日の午前 9 時から午後 5 時まで受け付けています。
(8/13 (火) ~8/16 (金) 及び正午から午後 1 時までの間を除く)

**交付決定兼額の確定通知**

申請書受領後 1 カ月を目途に交付の可否及び確定した交付金額を宮津市
から文書で通知します。

**精算払**

額の確定後 2 週間程度を目途に、宮津市から請求書口座へ振込を行います。

6

様式等

- (1) 宮津市事業者 DX 対応支援補助金交付申請書 (様式第 1 号)
- (2) 事業報告書 (様式第 2 号)
- (3) 収支決算書 (様式第 3 号)
- (4) 同意・宣誓書 (様式第 4 号)
- (5) 請求書

※ 宮津商工会議所ホームページからダウンロードしていただけます。



宮津商工会議所ホームページ

7

参考資料

- (1) 宮津市事業者 DX 対応支援補助金 Q & A

宮津市事業者 DX 対応支援補助金 Q&A

更新 令和6年6月3日

<対象事業者について>

Q1 市外に住んでいる事業主で、市内に事業所を設置しているが対象となるか。

A1 宮津市外に住所を有していても、事業所が宮津市内であれば対象となります。複数の事業所を有している場合は、宮津市内に所在する事業所のみを対象とします。

Q2 複数の事業所を展開しているが、事業所ごとに申請可能か。

A2 申請できません。申請は、1事業者につき1回です。

Q3 売上げ減少等の要件はあるか。開業後1年未満の事業者は、対象となるか。

A3 売上げ減少にかかる要件はありません。開業後1年未満であっても対象となります。ただし、開業していることを証明する書類を確認します。（登記、確定申告、開業届等で事業存在を確認）

Q4 これから開業予定だが、補助金の対象になるか。

A4 事業着手日又は申請日のいずれか早い時点で、既に開業している事業者が対象であるため、開業予定の方は対象になりません。また、事業着手日又は申請日のいずれか早い時点で稼働していない店舗等に対する事業も対象になりません。

<対象事業・経費について> ※ 具体的には、別表を参照

Q5 DX化対応について、現在使っているシステムの機器が古くなったため、更新する場合は対象となるのか。

A5 同様の機器の購入や同様の使い方をするための修繕等、単なる更新は対象になりません。新規に導入するシステム等において使用するソフトウェア、機器等（パソコンを除く）が対象となります。

Q6 DX化対応について、セルフオーダーシステム一式の中にレジで使用するタブレットが含まれているが対象となるか。

A6 当該システムでのみ使用するタブレットは対象となります。ただし汎用性の高いノートパソコンの購入費は、導入するシステムの構成機器であっても対象外となります。

パソコンを除く機器の購入費、及びパソコンのシステム設定経費は対象となりますので、請求書の内訳等で補助対象経費を確認します。

Q7 Wi-Fi整備について、回線工事の発注は、どの業者にしてもよいか。

A7 どの業者に発注いただいても問題ありませんが、市内経済活性化のため可能な限り市内事業者への発注をお願いします。

Q8 既存のWi-Fiに回線を追加する工事は対象となるか。

A8 新規の回線工事以外にも、既存のWi-Fi環境の改善のための回線追加や、ルーターやアクセスポイント等の追加についても、多くの方が利用可能なもの（多言語化対応は必須）は対象となります。

Q9 副業・兼業人材の雇用をする際、どのようなマッチングサイトを活用したらよいか。

A9 宮津市、宮津商工会議所、京都北都信用金庫を構成メンバーとする「MIYAZU未来デザインセンター」では副業・兼業人材の活用を推進する取り組みを実施しております。当センターが推奨するマッチングサイトに限定しますので、下記までご相談ください。

※「MIYAZU未来デザインセンター」

電話番号 090-7116-8572（ビジネス・ラボ担当：浜口）

受付時間 平日 9時～17時

<その他>

Q10 申請受付開始日より先だって事業に着手しているが、補助金の対象となるか。

A10 令和6年4月1日以降に支払った経費が補助金の対象となります。

Q11 計画している事業は、別の補助金をもらう予定であるが「宮津市事業者DX対応支援補助金」と併用できるか

A11 当該補助金の趣旨に合致する事業であれば、他の補助金をもらっていても対象となります。ただし、補助対象経費は重複しないように見積明細書などにより明確に区分する必要があります。

※事業の重複は可、経費の重複は不可となります。

※併用する予定である他補助金の要件についても併用可であることを確認してください。

Q12 補助事業以外の経費と一緒に支払う予定なので、振込金額と補助対象経費が一致しないが問題ないか。

A12 支払金額と一致する請求書が添付できて、かつその請求書の内訳で補助対象経費がわかれば問題ありません。

Q13 導入予定のシステムの見積書の明細が「工事一式」や「機器等」と記載されている場合でも補助申請は可能か。

A13 複数の経費を一式などまとめて記載された明細書では、補助対象経費を把握できませんので、交付は認められません。交付申請の時点で内訳がわかる経費明細書を提出してください。

以上

別表

区分	事業内容	対象になるもの	対象にならないもの
DX化 対応に 係る事 業	<p>業務システムの導入 (在庫・販売・勤怠管 理、セルフオーダーな ど)</p> <p>会計システムの導入 (インボイス、キャッシ ュレス決済など)</p> <p>店舗内Wi-Fiの整備</p> <p>ECサイト販売の導入</p> <p>導入に係るアドバイス、 コンサルティングに係る 経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ソフトウェア購入費、初期設定費 ・機器本体購入費 ・ハンディ、プリンター、ソフトウェアの購入費、初期設定費 ・レジ本体購入費 ・当該システムでのみ使用するタブレットの購入費 ・Wi-Fi整備に伴う回線工事費 ・ルーター、モデム等の購入費、初期設定費 (多言語対応が可能で、多くの方が利用できるものに限る) ・ECサイトの立上げに係る費用、初期登録料 ・商品の販売やサービスの予約が可能な自社HPの立上げに係る費用 ・上記に係る導入コンサルティング、マニュアル作成、導入設定、研修に係る経費 ・専門知識や技術の指導を受けるために雇用した副業・兼業人材の 雇用に係る委託料、報酬、謝金 ・副業・兼業人材が居住地から就業地まで公共交通機関等で移動する際の交通費(実 費)・宿泊費(1万円/人) ・タクシー利用料、レンタカー利用料、有料道路利用料、燃料費 ・副業・兼業人材とのマッチングサイト等の利用に係る手数料 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業に用いないデジタル機器等の単体での購入費 ・ノートパソコンの購入費 ・利用客が使用しない事務所等のWi-Fi整備に係る費用 ・多言語化対応ができないWi-Fi整備に係る費用 ・販売や予約機能を伴わないHPの構築費用、販売や予約機能を伴わ ないWEBページへの掲載に係る費用 ・購入、整備を伴わないコンサルティング経費 ・副業・兼業人材とのマッチングサイトを經由せず契約した人材に対 する経費 ・事業に直接関与する者の人件費 ・飲食費 ・保険料 ・振込手数料 ・中古品、オークションによる購入費 ・既存機器設備の修繕に係る費用 ・機器等のリース料、月額利用料 等

様式第1号（第4条関係）

宮津市事業者 DX 対応支援補助金 交付申請書

令和 6 年 7 月 3 日

宮津市長様

(提出先 宮津商工会議所)

申請者	住所 (法人は所在地)	(〒626-1234) 宮津市字〇〇123 番地の4	
	氏名及び商号 (法人の名称及び代表者名)	(カナ) カフシキカイシャミヤヅ タイヒョウトリシマリアクシヤチョウ ミヤヅタロウ 株式会社 宮津 代表取締役 宮津 太郎	
	宮津市内に所在する事業 所名称及び所在地	(名称) 宮津営業所	(所在地) 宮津市字〇〇345 番地
	事業者区分 (いずれか該当する項目に☑)	<input checked="" type="checkbox"/> 中小企業者 <input type="checkbox"/> 小規模事業者 (個人事業主を含む) <input type="checkbox"/> 商工団体等* <input type="checkbox"/> 特定非営利活動法人 <input type="checkbox"/> 農業・漁業者 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人 <input type="checkbox"/> 学校法人 <input type="checkbox"/> 医療法人 *商店街振興組合、事業協同組合、企業組合、協業組合、商工組合、商店街等の任意団体	
	業種 (いずれか該当する項目に☑)	<input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> 宿泊業 <input type="checkbox"/> 飲食業 <input checked="" type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 福祉 <input type="checkbox"/> 教育・教室 <input type="checkbox"/> 医業 <input type="checkbox"/> 農業・漁業 <input type="checkbox"/> その他 ()	

※個人事業主で商号（屋号）がない場合は、商号の記載は不要です。

宮津市事業者 DX 対応支援補助金交付要綱第4条の規定により次のとおり申請します。

補助事業完了年月日	令和 6 年 12 月 30 日		※令和7年2月28日まで
補助対象事業の 経費合計 (A)	(税抜き額で記載) 280,000 円	補助金申請・確定額 (B) = A × 1/2	(千円未満切り捨て) 100,000 円
担当者	(氏名) 宮津 次郎		
	(電話番号) 0772-123-456	(メールアドレス) Abcdefg@hijklm.ne.jp	
添付書類	(1) 事業報告書 (様式第2号) (2) 収支決算書 (様式第3号) (3) 同意・宣誓書 (様式第4号) (4) 支払証拠書類 (領収書、通帳等の写し) (5) 登記事項証明書の写し (法人の場合) (6) 市内で事業を営んでいることがわかる書類 (個人事業主等の場合のみ) 例: 営業許可書、免許証、商品・サービスの一覧表、店舗写真、賃貸借契約書の写し (7) 写真 (購入した機器の型番、使用状況がわかるもの) (8) 商品説明書やカタログ等 (購入した機器) (9) 位置図、平面図 (工事等が伴った場合のみ) (10) 委託、雇用に係る契約書の写し (業務委託や副業・兼業人材の雇用がある場合のみ) (11) 請求書 (12) その他市長が必要と認めるもの		

事業報告書

氏名及び商号 (法人の名称及び代表者名)	株式会社 宮津 代表取締役 宮津 太郎		
事業を実施する施設	宮津営業所		
DX化の内容	(事業の種類に☑を付けてください) <input checked="" type="checkbox"/> 業務システムの導入 (在庫管理、販売管理、勤怠管理、セルフオーダー等) <input type="checkbox"/> 会計システムの導入 (インボイス・キャッシュレス等) <input type="checkbox"/> 店舗内 Wi-Fi 整備 <input type="checkbox"/> EC サイトの活用 <input type="checkbox"/> その他 ()		
補助対象事業の経費合計 (A)	(税抜き額で記載) 280,000 円	補助金申請額 (B) = A × 1/2	(千円未満切り捨て) 上限 10 万円 100,000 円
事業の内容	(1) 申請者の現状と課題 (申請の背景) (申請者の事業概要 (会社概要パンフレットの添付でも可)、業界動向、課題等を記載)) 飲食店において、注文は手書き伝票で対応しているため、注文から調理開始、料理提供まで時間を要し、下記間違い等による人的ミスが発生している。 (2) 導入機器等の利活用の目的とその内容 (どのような形で導入機器等の利活用を行うのか、できるだけ具体的に記載) セルフオーダーシステム (ハンディ端末、レシートプリンター、キャッシュドローア) を導入し、注文だけでなく会計時も円滑にし生産性向上を図る。		
事業の効果	(本事業の展開計画や期待される効果など、可能ならば定量的な目標数値と併せて記載) 料理提供までの時間短縮だけでなく、注文漏れや集計漏れなど、人的ミスの要素がなくなることにより、従業員の負担が軽減した。 また、メニューごとの売上データの自動集計により、販売時期等の分析が簡易にできるようになった。 上記により、売上前年比 20%アップを見込む。		

- 備考 1 欄が足りない場合は、適宜欄を広げて記載してください。
2 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができます。

記入例申請者名 **株式会社 宮津 代表取締役 宮津太郎****収 支 決 算 書**1. 収入内訳 (単位:円)

項 目	金 額	備 考
宮津市事業者DX対応支援補助金	100,000	
その他収入()		
自己資金	318,000	
合 計	418,000	

2. 支出内訳

区分	補助対象経費		金 額 (税抜き)	備 考 (仕入先等)
	項 目	内 訳		
DX化対応に係る事業	手数料	サービス加入料	30,000	MTG電信サービス
	手数料	機器設定費	20,000	MTG電信サービス
	備品購入費	ハンディ端末(1台)	50,000	鶴賀電機
	備品購入費	キッチンプリンター(2台)	60,000	鶴賀電機
	備品購入費	キャッシュドロア(1台)	30,000	鶴賀電機
	備品購入費	アクセスポイント(1台)	50,000	天橋立事務機
	備品購入費	レジ用タブレット(1台)	40,000	天橋立事務機
	補助対象経費		280,000	
	消費税		28,000	
	合計		308,000	
	補助対象外経費		金 額	備 考
備品購入費	データ管理用ノートパソコン(1台)	100,000	鶴賀電機	
補助対象外経費		100,000		
消費税		10,000		
合計		110,000		
総事業費合計		418,000		

- ※ 行が不足する場合は、行を追加して使用してください。
- ※ すべての支出経費について領収書を添付してください。
- ※ 必要に応じて証拠写真及び位置図等を添付してください。
- ※ 備品等を購入・レンタルする場合は、商品や機器の説明書類(カタログ等)を添付してください。

同意・宣誓書

記入例

私は、宮津市事業者DX対応支援補助金の交付を申請するに当たり、下記の内容について同意・宣誓します。

記

- 申請書類記載事項及び証拠書類等の内容が虚偽でないこと。
- 交付申請書一式提出までの手続きを自身で行うこと。
- 市税(地方税法(昭和25年法律第226号)第5条に規定)を滞納していないこと。
- 市税の滞納がないことを確認するため、宮津市が市税の納入状況を税務資料その他の公簿等により確認すること。
- 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、京都府暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が、経営に事実上参画していないこと。
- 事業完了後に市が実施する当該事業の状況確認等に応じる意思があること。
- 宮津市事業者DX対応支援補助金交付要綱及び申請要領に記載する事項を遵守すること。

令和 6年 7月 3日

(申請者)

本社所在地

宮津市字〇〇123番地の4

(個人事業主は住所)

法人の名称及び代表者名

株式会社 宮津

代表取締役 宮津 太郎

(個人事業主は氏と商号)

※本人(代表者)が手書きをしない場合は、記名押印ください。

記入例

請 求 書

金 額					十	万	千	百	十	円
					1	0	0	0	0	0

ただし、宮津市事業者DX対応支援補助金として、上記の金額を請求します。

令和 6年 8月 1日

宮 津 市 長 様

住 所 〒626-1234

宮津市字 **00123番地の4**

請求者 法人名称
(商号)

株式会社 宮津

代表者氏名

代表取締役 宮津 太郎 印

本書の金額は、下記口座に振込願います。

支払 場所 の 指 定	金 融 機 関	宮津	銀行・信用金庫・協同組合	口 座 番 号	普通 ・ 当座
		市役所前	本店・支店		第 1234 号
	口 座 名 義 (フリガナ)	カミヤザダイヒョウトシマタクミヤザタロウ			

- (備考) 1 金額はアラビア数字を用い、訂正はしないでください。
2 該当する項目を○で囲み、押印、口座名義（フリガナ）を必ずご記入ください。